

事務連絡
令和5年10月12日

各居宅サービス事業所管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

高齢者虐待の防止に係る経過措置の終了について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

令和3年度介護報酬改定により、虐待の防止に関する措置を講じることが令和6年4月1日より義務となります（令和6年3月31日までは努力義務）。

つきましては、下記の内容を御確認の上、御対応していただきますようお願いいたします。

なお、すでに御対応済みの事業所におかれましては、特段の対応は不要です。

記

1 高齢者虐待防止の推進について

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じる必要があります。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

条例第39条の2（虐待の防止）	条例施行要領 第三の一の3（31）（虐待の防止）
指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。	居宅条例第39条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

2 運営規程への記載について

(1) 各サービスにおいては、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める必要があります。虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等について、記載して下さい。

(2) 記載例

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第●条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(3) 変更届の提出について

運営規程の改正内容が「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加のみの場合は、変更届の提出は不要です。後日、他の事情により変更届を提出する必要性が生じた際に併せて提出していただけますと幸いです。

3 その他

上記のほか、令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について、厚生労働省から以下の通知が発出されておりますので、併せて御確認ください。

「介護保険最新情報 vol.1174（令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）（令和5年10月4日厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）」

(掲載場所)

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

4 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

(1) 質問フォーム：「東京都介護サービス情報」（以下 URL）の<質問フォーム>からお寄せください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/

(2) 電話：03-5320-4274（直通）

(担当) 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4274（直通）